

EUサービス市場の変貌 — 若干の検証

大 沼 穰

要 旨

本稿は近年の欧州連合（EU）サービス市場統合について、貿易・投資および公益事業の規制改革の面から進捗状況の検証を試みた。統計面からはEurostatデータベースを用いてサービス対外直接投資はサービス輸出よりも域内指向が高いことを、制度面からは公益事業の域内完全自由化の試み（サービス自由化指令）の頓挫の経緯を確認した。

キーワード：欧州連合、サービス自由化、公益事業

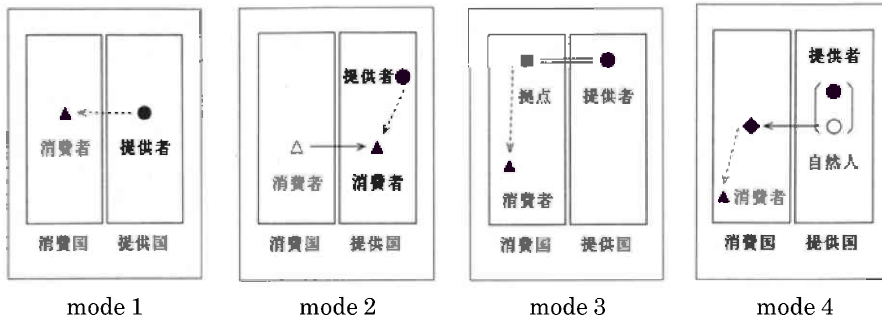
はじめに

欧州経済共同体設立条約に人・商品・サービス・資本の移動の自由の保障がうたわれているが、サービスの完全な自由移動が達成されたとは言い難い。

各国でサービス経済化が進展しサービス産業はEU全体のGDP、雇用の8割近くを占めるようになった。提供者・消費者の移動を不要とってしまうネット配信などのような技術革新も生じているとはいえ、サービス商品が国境を越える時の障壁も数限りないものがある。また公益事業も含めた公共サービスの障壁も高く、2006年の「サービス自由化指令」はその除去を目的の1つとしていた。

ところでサービスが国境を越えて自由移動するにはどのような方法があるだろうか。サービス貿易についてGATS（サービス貿易に関する一般協定）第1条はサービスの国際取引の態様を4つに分類している。

図表1 サービスの国際取引の態様



拙稿 (2002) より

mode 1 はサービスの越境、たとえば海外からの電話サービス・電子商取引、mode 2 は国外消費、たとえば運輸・観光・留学、mode 3 は商業拠点の越境、すなわちサービス直接投資、mode 4 は労働移動、たとえば外国アーティストの招聘を示している (拙稿: 2002)。ルジュールによればEUにおいては、mode 1 は2割、mode 2 は1割、mode 3 は6割、残りがmode 4であるという (Lejour 2008: 117)。

このようにサービス貿易は単に製品を送るだけの財貿易と異なり、多くの場合サービス事業者自身と器具・資材が国境を越え、受入国で自国と異なる基準と遭遇する。サービス市場統合を達成するために、その基準や認証制度を調和させる試みが行われてきた。

サービス市場統合は多角的・総合的に捉える必要があるが、本稿はその進捗状況を貿易・投資および公益事業の規制改革の面から検証してゆきたい。

1 EUにおけるサービスの国際化 — 貿易と投資の現状

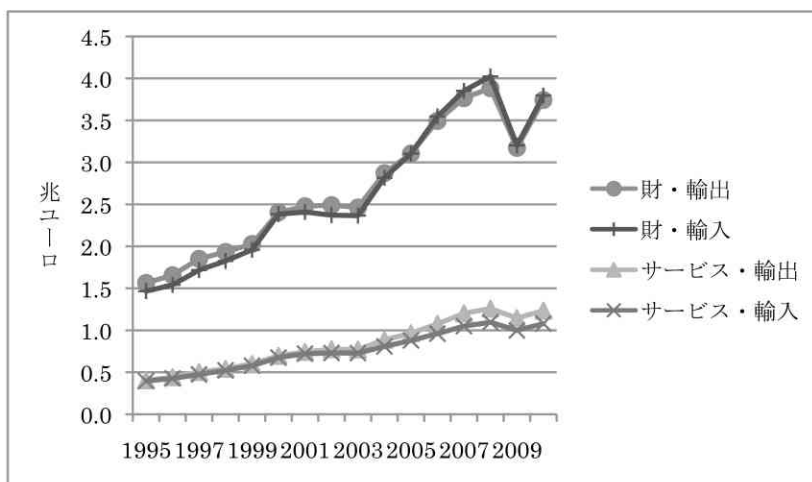
EUにおける財貿易・サービス貿易の推移はどのようなものであろうか。以下欧州委員会統計局データベース (以下Eurostat) により見てゆく。

Eurostatの統計を扱う場合、EUの加盟国数は、1995年1月1日からは15カ国、2004年5月1日からは25カ国、2007年1月1日からは27カ国と変化しており、比較には注意を要する。そのため2003年まではEU15カ国、2004年～2007年はEU25カ国、2007年以降はEU27カ国での集計を試みた。また各種データは同一条件で長期に収集できない場合もある。Eurostatのうち「Database by themes」はオーダーメイドでデータ加工できるが、すでに加工されたレディーメイドのデータ「Tables by themes」も発表されており本稿ではそれを公表資料と記した。

1-1 サービス貿易

EUにおけるサービス貿易を財貿易と比較しつつみてゆく。Eurostatによれば2009年リーマン・ショックにより激減するまでは、順調に貿易額を増加させてきた（図表2）。サービス貿易は貿易全体のおよそ5分の1前後を占めている。

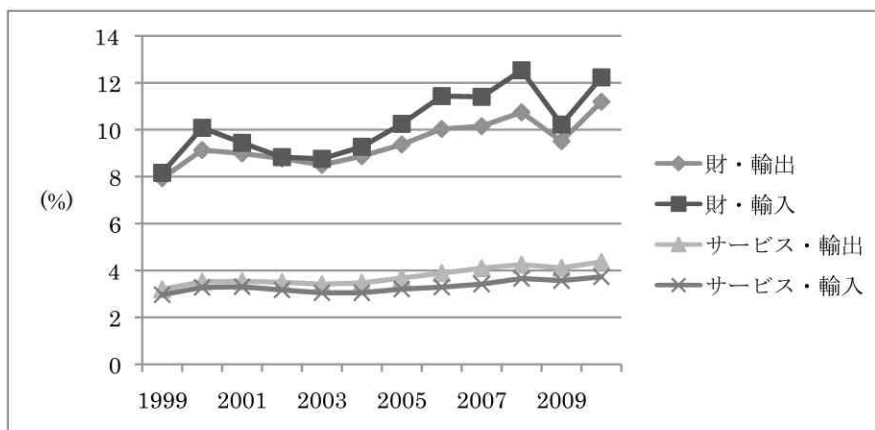
図表2 サービス貿易の推移



Eurostat より筆者計算

同じくEurostatによりEU全体の貿易額をEUのGDPとの対比で見ると、財貿易は10%を越える傾向が定着しつつあるが、サービスはようやく4%の近傍である（図表3）。

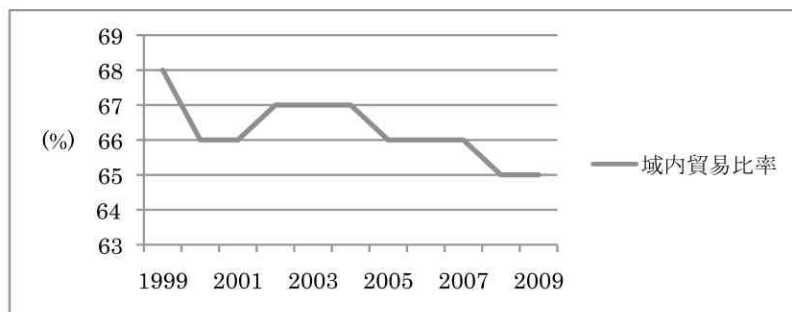
図表3 サービス貿易の推移（GDP比）



Eurostat 公表資料

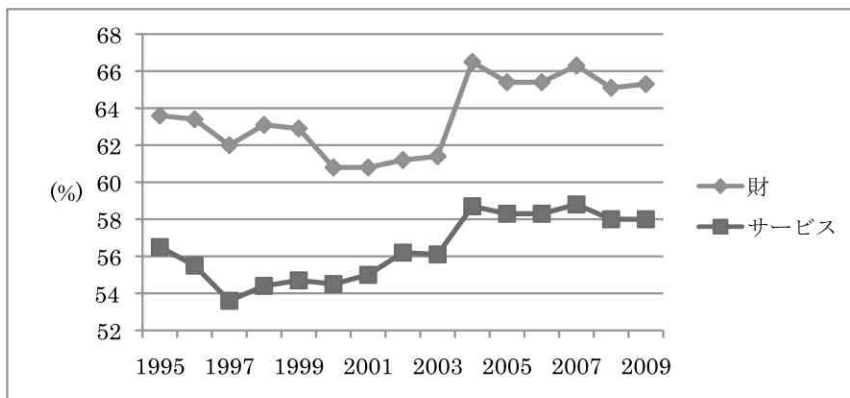
図表4はEurostat公表の加盟27カ国ベースで見た財の域内貿易比率である。2004年・2007年と拡大するたびに所得水準の低い加盟国が加わり低下している模様である(図表4)。拡大に対応する加盟国数を斟酌してEurostatにより再計算すると、域内貿易比率は財で60%台、サービスでは50%台で推移していることがわかる(図表5)。1992～2003年について業種別にやや詳しく特徴を見たRubalcaba(2007)の研究によれば、金融やビジネスサービスが高く、輸送はやや低かった(図表6)。

図表4 Eurostatによる財・域内貿易比率(27カ国ベース)



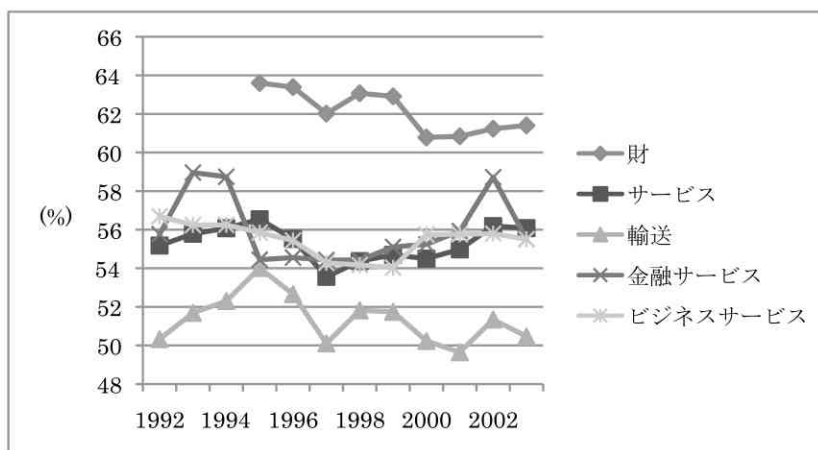
Eurostat 公表資料

図表5 財・サービス別にみた域内貿易比率



Eurostat より筆者作成

図表6 業種別に見た域内サービス貿易比率

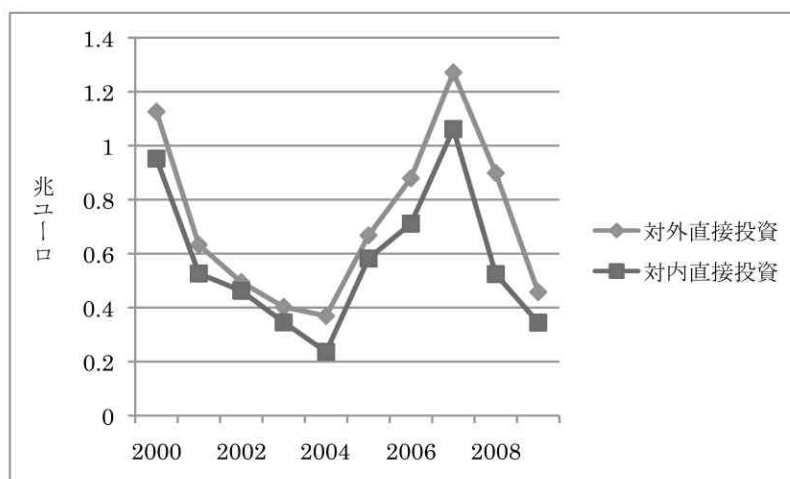


Rubalcaba (2007:237)

1-2-1 直接投資（フロー）

次に直接投資（フロー）金額の推移を製造業とサービス産業を比較しつつ見てゆく。対内直接投資（In the reporting country, inflow, inward、受入れ）と対外直接投資（Abroad, outflow, outward、送出し）双方で、2004年をボトム・2007年をピークとしたのち激減している（図表7）。

図表7 直接投資（フロー）の推移



Eurostat より筆者作成

投資先内訳をサービス産業向けと製造業向け、EU域外向けと域内向けの区分でクロス集計すると下記（図表8）の通りである。サービス産業向け投資フローは直近のデータによれば対外投資で79%・対内投資で84%と圧倒的である。この比率がボトムとなっている2004年は加盟国が25カ国に拡大した時期でもある。

図表8 対外直接投資（フロー）業種別・地域別内訳 単位 %

対外直接投資	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
製造業・域内	10	6	20	22	6	6	6
製造業・域外	1	4	10	6	8	12	15
サービス・域内	62	67	57	42	58	50	51
サービス・域外	27	23	12	30	28	32	28
合計（百万ユーロ）	494,481	402,508	369,244	667,760	879,341	1,271,237	898,936
対内直接投資	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
製造業・域内	8	10	23	11	9	5	10
製造業・域外	5	5	12	5	2	2	6
サービス・域内	64	54	57	55	57	53	56
サービス・域外	23	31	9	29	31	40	28
合計（百万ユーロ）	462,408	345,611	236,257	581,988	711,230	1,061,627	524,156

Eurostat より筆者計算

投資フロー全体に占めるEU域内向け比率に注目したものが図表9・10である。連続性を考慮してEU拡大前後の統計を併記した。この域内投資比率もEU拡大の度に比率が大きく低下する傾向がある。域内投資比率の現状は2008年の対外投資で6割（57%）、対内投資で7割（67%）であり、直接投資（フロー）の過半は域内で投資されていると言える。その6割がサービス産業向けである。域内での対外投資と対内投資は同一であるから、域内シェアが小さい対外投資総額の方が対内投資総額より大きい。

図表9 対外直接投資（フロー）に占めるEU域内向け比率 単位 %

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
EU15 ベース	56	61	49	72	65	56	58			
EU25 ベース			52	73	67	60	63			
EU27 ベース						61	64	64	57	57

Eurostat より筆者計算

図表10 対内直接投資（フロー）に占めるEU域内向け比率 単位 %

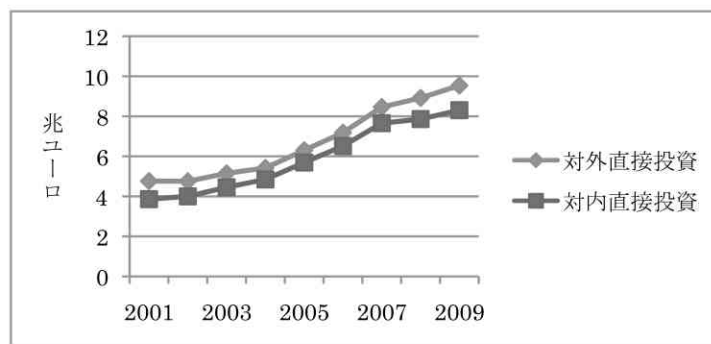
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
EU15 ベース	74	80	73	73	64	72	75			
EU25 ベース			73	74	65	76	78			
EU27 ベース						76	78	68	60	67

Eurostat より筆者計算

1-2-2 直接投資（ストック）

直接投資（ストック）については残高の推移から対内投資・対外投資ともに順調に増加していることがわかる。

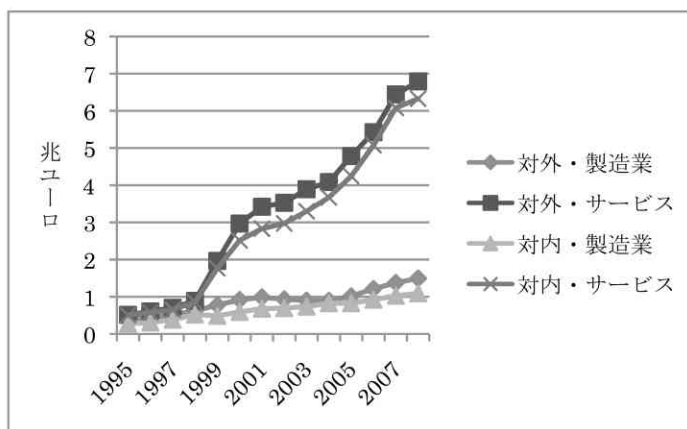
図表11 EU直接投資残高



Eurostat より筆者作成

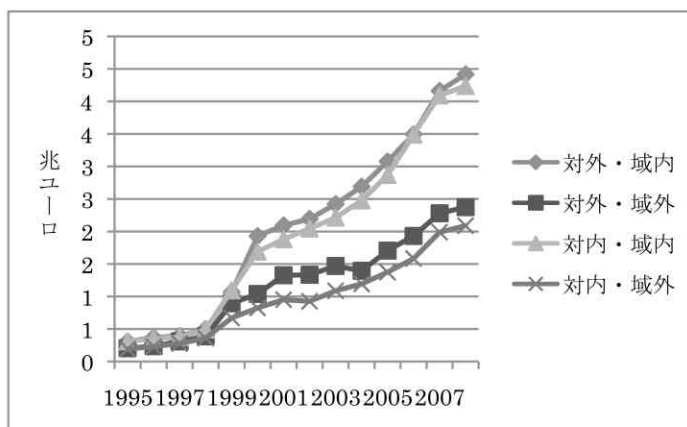
業種別にはサービス産業向けが対外対内ともに急角度で増加している（図表12）。直接投資（ストック）残高に占める比率は、1995年の55%前後から2007年に75%と急増した。

図表12 EU直接投資残高の内訳



Eurostat より筆者作成

図表13 サービス直接投資（ストック）の内訳



Eurostat より筆者作成

さらにサービス産業向け投資の内訳をみると、対内対外ともに域内投資が増加しておりその直接投資（ストック）残高は膨大なものとなっている（図表13）。

地域別に2001年～2009年の推移をみると、域内との取引が対外投資で60%台前半、対内投資で68%を上下している（図表14）。対内投資の域内比率に大きな変化はないが、対内対外ともに合衆国の占める比率が漸減している。

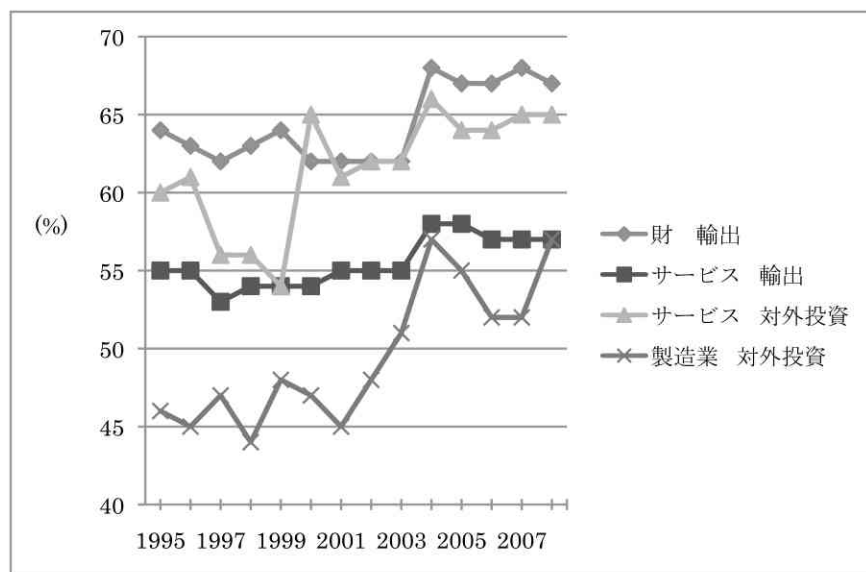
多国籍企業論では海外進出の3形態（輸出・直接投資・ライセンス）の比較が行われるが、輸出と直接投資のモード同士の比較は今後の検討課題とし、両モードにおける域内のシェアの推移を比較した。財・サービス輸出額に占めるEU域内のシェア（域内貿易比率）、製造業・サービス産業向け対外直接投資残高に占めるEU域内のシェアを

図表14 直接投資（ストック） 地域別比率 単位%、百万ユーロ（残高）

	対外直接投資			対内直接投資		
	2001	2005	2009	2001	2005	2009
EU 域内 (25 または 27 国)	58	62	62	66	68	67
EU 域外 (25 または 27 国) 計	42	38	38	34	32	33
EFTA	5	6	6	4	5	5
カナダ	2	1	2	2	1	1
合衆国	19	13	12	18	15	13
日本	1	1	1	2	1	2
総計 (残高)	4,763,230	6,305,140	9,536,194	3,862,428	5,690,696	8,305,945

Eurostat より筆者計算

図表15 輸出額・対外直接投資残高に占めるEUのシェア



Eurostat より筆者計算

比較したものが図表15である。EUでは財の輸出は製造業向け対外直接投資よりも域内指向が高いが、サービス対外直接投資はサービス輸出よりも域内指向が高い。サービス産業への直接投資では2000年以降、製造業への直接投資では2001年以降にEU域内のシェアが急激に高まっているのがわかる。

2 EUサービス市場の現状

2-1 サービス市場改革とサービス自由化指令

2-1-1 公益事業

EUにおけるサービス市場自由化の歩みはどのようなものであろうか。まず公益事業における規制緩和、次にサービスの広範な領域をめぐる自由化指令の経緯について回顧しておく。

鉄道分野の自由化 1989年に欧州閣僚理事会により行われた「共同体の鉄道の発展に関する閣僚理事会指令」(91/440/EEC)が起点である。その後「鉄道第1パッケージ」により上下分離の徹底・参入の規制緩和、「鉄道第2パッケージ」により国際貨物輸送の自由化、「鉄道第3パッケージ」により国際旅客輸送の自由化が2010年1月に完了した(中村徹 2004、堀雅通 2007、小澤茂樹 2011)。

郵政分野の自由化 1997年に欧州委員会により提案された「郵便指令」(97/67/EC)が起点である。2009年までに独占規定が廃止される予定であったが、加盟国の足並みが揃わず先行する16カ国に対しては2011年までに、残り11カ国に対しては2013年までに期限の見直しが行われた(井手秀樹 2007)。

情報通信分野の自由化 1987年に欧州委員会によって発表された「グリーンペーパー」(COM(87)290 final)を起点とする。以降、段階的に端末設備の自由化(1988)、ケーブルTVの自由化(1995)、携帯電話の自由化(1996)、全サービスの自由化(1998)などが行われてきたが、「メディア融合」を後追いつた複雑な体系となったため、2003年「情報通信フレームワーク指令」(2002/21/EC)によって従来の産業別の規制から産業区分を越えた3層のレイヤー別規制へと見直しが図られた。具体的には通信ネットワーク、通信サービスが規制の対象となり、コンテンツ(金融・放送など)は規制外とされた。2006年には見直しが行われた(福家秀紀 2007)。

航空分野の自由化 欧州委員会により、相手国の航空企業の輸送力増強を相互承認する「EU航空自由化パッケージ(第1次・1987年12月、第2次・1990年6月)」、二国間輸送に対する制限を撤廃した「EU航空自由化パッケージ(第3次・1992年6月)」によって段階的に進められた(Council Regulations No 3975/87 and 3976/87 of 14 of December 1987; Regulations No 2344/90 and 2367/90 of July 1990; Regulations No 2407/92, 2408/92 and 2409/92 of August 1992)。1993年には運賃や参入が自由化され、

規制緩和が最も進んだ分野となった。

電力分野の自由化 1996年に行われた「EU電力自由化指令」(96/62/EC)が起点である。加盟国が1999年には22%、2003年には32%の市場開放率を達成する義務を定めた。2003年の「改正EU電力自由化指令」で法人向け自由化(2004年7月1日)、全面自由化(2007年7月1日)の期限を定めた(矢島正之 2007)。

ガス分野の自由化 1998年に行われた「ガス自由化指令」(98/30/EC)が起点である。2004年には法人向け自由化、2007年には家庭用を含む全面自由化が行われた(Stern 1998)。

水道分野の自由化 EUでは水に関する立法措置が2波にわたって行われてきた。第1波(1977~88)は水質の改善、第2波(1988~96)は排出制限をめざすものであった。水道企業を含む様々な利害が対立して紛糾したが、2000年12月22日に「水枠組指令」(2000/60/EC)が発効した。

2003-2004年には水道自由化への動きが活発化した。欧州委員会は「官民パートナーシップ 成功のためのガイドライン(2003)」・「域内市場戦略(2003)」・「一般的利益のグリーンペーパー(2003)」・「一般的利益のホワイトペーパー(2004)」を公表して、水道自由化を積極的に推進し始めた。欧州委員会はSGI(公共サービス、一般的利益のサービス、Services of general interest)について共同体権限を強めSGEI(公益事業などの経済的公益サービス、Services of general economic interest)について分野横断的な枠組立法を目指していた(拙稿 2002)。

結局欧州議会は欧州委員会の提案する上下水道の自由化に反対し(2004/1/14・2004/3/11)、2004年末に予定された欧州委員会のコミュニケの公表も延期されたままとなっており、欧州委員会は水道への競争法適用を断念したと言われている(Local Government Network 2005:96)。

以上の公益事業の自由化の進展状況は次のようにまとめられる(図表16)。

図表16 EU公益事業自由化の進展 H=先行、M=中位、L=遅延

	通信	航空	エネルギー	鉄道	郵政	水道
Germany	H+	H+	M	L	M	M
Spain	H	M	M+	L	H	H
France	H	M	L	L	L	H+
Italy	M	H	L	L	L	L
Sweden	H	H	H	H	H+	L
UK	H+	H	H+	H+	M	H+
Switzerland	H	M	L	L	L	L

出典 Finger et al. 2007:62

2-1-2 サービス自由化指令

先述したようにサービス貿易は多くの場合、事業者の資格、器具や資材の基準、付随する活動すべてを受入国の要件に合わせる必要があり、派遣される従業員も受入国の雇用関連法に従わねばならない (JETRO 2007)。またEU諸国のサービス産業の規制は様々であり、ドイツではパン屋の数を人口1万人につき1店舗とする割当制があり、フランスではチョコレート店を開業するには商工会議所などで構成する委員会の許可制で、イタリアではローマなどの観光ガイドはイタリア出身者に限られ、ギリシャではダイビングのインストラクターはギリシャ語を話さなければならない。

これがサービス市場統合の障壁になっているとして、リスボン戦略に基づく「サービスに関する域内市場戦略 (2000.12)」を踏まえて、2004年1月13日、域内市場担当欧州委員ボルケスタインによって「サービス自由化指令案」が公表された (以下、経緯は原田徹 2007参照)。欧州委員会が水道への競争法適用を断念した直後のことである。

サービス自由化指令案の眼目は2つあった。1つは「すでに加盟国に拠点を置くサービス事業者が、他の加盟国で事業所を設立できる」という事業設立の自由化、もう一つは「他の加盟国に事業所を設立することなく、自国の拠点から国境を越えたサービスを提供できる」というサービス提供の自由化である。それぞれⅢ-1-9、Ⅳ-1-16の条項となったものである。

後者は当初「母国法主義 (Country of Origin Principle, COOP)」という急激な形で提案された。すなわち、サービス事業者が出身加盟国で合法的に事業を運営している場合には、他の加盟国においてその法令に従うことなくサービスを提供できる」というものであり、多くの議論を呼び起こした。高度な語学力が特に必要ない仕事に中東欧からの労働者が大量流入することや、他国から流入してきた企業や労働者に自国の労働基準を適用できなくなることが懸念され、独仏での反発が強まった。

公共サービスへの自由化導入の議論も二転三転した。2005年半ばまでは全SGI（公共サービス、一般的利益のサービス）を自由化の対象とする方向であったが、母国法主義条項が削除された2006年2月の妥協修正案では、SGIのうちSGEI（公益事業などの経済的公益サービス）には設立の自由は適用されるが提供の自由は適用除外という決着となった。SGIのうちヘルスケア・社会福祉分野は2006年4月SSGI（一般的社会利益サービス、Social services of general interest）としてサービス自由化指令の対象から除外された。

サービス自由化指令案は母国法主義条項を削除してEU理事会で欧州議会案を可決、2006年12月28日に発効し、2009年12月28日を期限に国内法化されることとなった（2006/123/EC）。指令は（1）適用…国家や民間の資格・認証を要する分野、（2）条件付適用（設立の自由のみ）…公益事業、（3）除外…すでに規制枠組のある分野、社会福祉分野、行政・義務教育など非経済的公益サービスと、複雑な構成となった。雇用創出の切り札と位置付けたサービス分野の自由化は骨抜きになったとの見方もある（EU、いら立つ「番人」・試練の大欧州『日本経済新聞』2006年4月11日）。

3 おわりに

欧州委員会・経済金融総局が発行するEuropean Economy誌は 経済危機下のEUサービス産業を特集し、規制（創業の困難さ・参入障壁・営業しやすさ・規制改革における好例からの乖離）、統合（M&Aに占めるクロスボーダー案件、価格分散）、競争（EUとアメリカのマークアップ差、市場集中度、市場混乱度、反トラスト違反件数）、技術革新（労働の質、ICT、TFP）の4分野で検討を加え、図表16のように問題点のあるサービス産業を指摘している（Monteagudo et al. 2009）。

図表17 市場機能の問題要因

	規制 (原注)	統合	競争	技術革新
E-電力・ガス・水道	**	**	**	*
F-建設	-	n. a.	-	-
50-自動車販売・メンテナンス・修理	**	-	*	**
51-卸売	**	-	*	**
52-小売	**	**	*	**
H-ホテル・レストラン	*	**	**	**
60-陸上輸送	*	*	*	*
61-水上輸送	**	-	**	*
62-航空輸送	*	*	**	*
63-運輸に附帯するサービス	**	-	**	*
64-郵便・電話	*	-	**	*
65-金融媒介	*	*	**	*
66-保険・年金	*	**	*	*
67-金融媒介関連	*	n. a.	-	n. a.
71-機械設備レンタル	-	n. a.	-	**
72-コンピュータ関連	-	n. a.	*	**
73-研究開発	-	n. a.	**	*
74-他のビジネスサービス	**	**	*	**
90-下水道・廃棄物処理	n. a.	n. a.	*	**
91-会員制度組織	n. a.	n. a.	**	-
92-娯楽・文化・スポーツ	n. a.	*	**	**
93-他のサービス	n. a.	n. a.	**	-

(凡例) ** 政策領域に潜在的に重大な問題点 * 問題点ありという推定が排除できない
 - この指標のもとでは潜在的な問題点の証拠がない

(原注) 規制の欄は2003年OECD・REGREF指標に基づきOECD(2009) Economic Policy Reforms: Going for Growth 2009の規制情報で更新されている。

上記2006~2007年までというデータの制約はあるが、合計4分野で問題が指摘される産業は「電力・ガス・水道」「小売」「ホテル・レストラン」「他のビジネスサービス」、合計3分野で問題が指摘される産業は「自動車販売・メンテナンス・修理」「卸売」「水上輸送」「航空輸送」「運輸に附帯するサービス」「金融媒介」「保険・年金」であった。経済危機のインパクトを反映した各産業分枝レベルでの検討が必要である。

以上近年のEUサービス市場について貿易・投資および公益事業の規制改革の面から概観を試み、サービス対外直接投資はサービス輸出よりも域内指向が高いことと、公益事業の域内完全自由化の試みは頓挫したことを指摘した。

サービス市場の統合については今回論じていない事項も含めた多面的な検討が必要であるが、今後の課題としてゆきたい。

参考文献

- Finger, Matthias, Jeremy Allouche, and Patricia Luis-manso (eds.) (2007) *Water and Liberalisation: European water scenarios*, IWA Publishing.
- Lejour, Arjan (2008) "Economic aspects of the internal market for services" in Pelkmans, Jacques, Dominik Hanf and Michele Chang (eds.) *The EU internal market in comparative perspective: economic, political and legal analyses*, P.I.E. Peter Lang.
- Local Government Network (2005) *Logon final guide*, Council of European Municipalities and Regions.
- Monteagudo J., and A. Dierx (2009) Economic performance and competition in services in the euro area: policy lessons in times of crisis - *European Economy*, Occasional Papers 53.
- Rubalcaba, Luis (2007) *The new service economy: challenges and policy implications for Europe*, Edward Elgar.
- Stern, Jonathan P. (1998) Competition and liberalization in European gas markets: a diversity of models. (山藤泰訳『エネルギー市場の競争条件：ヨーロッパ天然ガス市場の経験が語る』、2000年、白桃書房)
- 青柳由香 (2006) 「委員会の公共サービス事業に関する規制政策の展開」、土田和博・須網隆夫『政府規制と経済法—規制改革時代の独禁法と事業法』日本評論社、所収。
- 藤原淳一郎・矢島正之編 (2007) 『市場自由化と公益事業』白桃書房。
- 福家秀紀 (2007) 『ブロードバンド時代の情報通信政策』NTT出版。
- 原田徹 (2007) 「EUの公共サービス概念を巡る政治的対立の布置状況」『日本EU学会年報』27号。
- 堀雅通 (2007) 「EU共通鉄道政策の展開過程と鉄道改革」『東洋大学大学院紀要 (国際地域学研究科)』44。
- 井手秀樹 (2007) 「郵便事業の自由化」、藤原淳一郎・矢島正之編『市場自由化と公益事業』所収。
- JETRO・ブリュッセルセンター (2007) 「サービス分野の市場統合とサービス指令 (EU)」『ユーロトレンド』2007年7月号。
- 中村徹 (2004) 「1990年以後のEU共通鉄道政策の展開—鉄道貨物輸送を中心に—」、深山明編著『EUの企業と経済』御茶の水書房、所収。
- 小澤茂樹 (2011) 「鉄道」、塩見英治編『現代公益事業：ネットワーク産業の新展開』有斐閣、所収。
- 矢島正之 (2007) 「電力事業の自由化」、藤原淳一郎・矢島正之編『市場自由化と公益事業』所収。
- 拙稿 (2002) 「EU水道自由化問題の行方—水道企業の多角化とEU水道市場—」『大手前大学論集』8号。